

いじめ発生時の対応マニュアル

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

生徒指導主事に報告

校長(教頭)に報告

【いじめ防止対策委員会】の招集
事実確認の方法と対応方針の決定

全職員での情報の共有
・事実の報告 ・対応方針の共通理解

当該生徒への事実確認(担任等による面談)
①被害生徒への面談
②加害生徒への面談 (一人ずつ)

家庭訪問 (被害生徒)
・把握した事実の報告
・対応方針説明

【いじめ防止対策委員会】で協議
・事実確認した内容の報告、全体像の把握
・被害生徒及び加害生徒への対応協議
・学級指導の内容の協議

全教職員での情報共有
・経過の報告
・対応策についての共通理解

家庭訪問 (被害生徒)
・経過報告
・加害生徒への指導内容説明

各学級での指導

家庭訪問 (被害生徒)
・経過報告
・学級指導での内容説明
・学校での生徒の様子報告

教職員で今後のいじめ対応
についての共通理解

関係機関との連携
○日野町教育委員会
0748-52-6564
○日野警部交番
0748-52-0110
○日野町子育て教育
相談センター
0748-53-3838
○日野町福祉課
0748-52-6573
○日野町少年センター
0748-53-1324
○彦根子ども家庭相談
センター
0749-24-3741
○滋賀県S S Tチーム
077-528-4580

家庭訪問 (加害生徒)
・事実の報告
・指導内容の説明
・学校と連携しての
支援要請

経過観察

(少なくとも3か月は当該生徒を見守り、
特に問題無ければ案件は終了とする。)